



島教協

# 《すべては「子どもたちのために」》 情報報

http://www.kyougikai.org

E-mail  
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者兼編集人 吉田 修

No.692

## 第34回教育研究全国大会(山口大会)

### 大会主題

「新しい時代を創造する力を育む教育実践」  
～ 高い志をもち、主体的協同的に学ぶ ～  
子供の育成を通して ～

八月五日(土)、六日(日)、海峡メッセ下関、シールパレスにて、教育研究全国大会が開催されました。



一日目は、全国各団体より選出された教職員の提案発表が、七分科会に分かれて行われました。島教協からは、出雲市立大津小学校の勝部富士子教諭が、「主体的・協同的に解決する力を育む学習指導」がテーマの第二分科会で提案発表を行いました。提案のテーマは「言葉の力を総合的に伸ばし、様々な学習の場で活用できる要約学習 ～国語科や他教科での実践を通して～」です。文章をコンパクトに再現する要約学習の方法と効用や、国語科だけでなく社会科学などの学習でも要約学習を活用することで言葉の力をしっかりと伸ばしていく実践を発表されました。その後、要約学習で付く力と国語として付けたい力の関係や、要約学習を指導していく上での具体的なポイント、低位の子への支援等についての質問がなされ、活発な研究協議が行われました。助言者の東京学芸大学名誉教授児島邦宏先生からは、これまでの一般的な国語教育とは違ったアプローチで言葉の力を伸ばしていく実践的な取り組みとして高い評価を得ました。

分科会に引き続き、助言者ゼミナールが行われ、各会場で様々な教育課題について最新の情報を基にした内容の濃い講話がなされました。

二日目の全体会には下関康行文部科学省大臣官房審議官をはじめたくさんの国会議員や関係機関の方々が臨席され、全日教連の活動に力強いエールを送ってくださいました。

また、記念講演は「夢持ち続け日々精進」という演題で、講師はジャパネットたかたの創業者の高田明氏でした。シンプルに物事を考えて、真剣にがんばって今を生きたら、問題解決につながり、未来を変えることができること。結果ではなく一生懸命取り組んだそのプロセスが大切で、いつか報われること。ミッション(理念)をもち、パッション(情熱)をもって夢を語り、アクション(行動)を具体的に起こすことで、人生はいつからでもスタートできることなどを自身の経験や実演を交えながら熱く語ってくださいました。



参加者からは「とても素晴らしい会で全てが勉強になった。」「高田先生の講演は教師の人生に直結した話だった。」「様々な分野の最先端の話を知ることができ7つのゼミナールは1つしか聴講できないのが残念なほどだった。」との感想をいただきました。

なお、来年度の教研大会は徳島県で行われる予定です。

### 九州北部豪雨災害に義援金

七月五日・六日に福岡県、大分県において

集中豪雨が発生しました。全日教連から、被災地の復興と学校をはじめとする避難所の運営、子どもたちの学校生活や学習活動を平常に戻すために必要な財政的支援につなげるために、福岡県、大分県への義援金を送るとの要請が各単位団体にありました。島教協は執行委員により協議を行い、この要請に協力することにいたしました。基金積立金の中から三万円を拠出し、直ちに全日教連へ送金をおこないました。会員の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 平成29年人事院勧告(国家公務員)について

平成29年8月8日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与及び勤務時間について勧告しました。

人事院勧告は、一般職の職員の給与について報告と勧告、一般職の職員の勤務時間についての報告と勧告、あわせて、公務員人事管理についての報告から成り立っています。

人事院勧告は、即決定ではありません。

民間の給与月例給や特別給の支給割合と国家公務員の給与や特別給を比較し、民間給与との較差を是正するために、国会と内閣に対して勧告するものです。今後、内閣が案をつくり国会で決定されます。

私たち島根県の公立学校教職員の給与等は、島根県人事委員会が県議会と知事に対して行う「職員の給与等に関する勧告」に基づき改定されます。また幼稚園職員の給与等は、市町村ごとに改定されます。

国の人事院勧告は、地方の人事委員会勧告や給与改定の指標ともなっています。

島教協は、今年度も島根県人事委員会に対して、給与改定を始め、勤務条件等の改善についての要望を行う予定です。

## 月例給、ボーナスともに引上げ(4年連続)

### ①月例給

初任給は1,000円引き上げ  
若年層についても同程度の改定  
その他は、それぞれ400円の引き上げ  
(平均改定率0.2%)

②ボーナスは 0.10月分引上げ 勤勉手当に配分  
29年度 12月期 勤勉手当0.95月(現行0.85月)  
30年度 6月期 勤勉手当0.90月  
12月期 勤勉手当0.90月

③実施時期 平成29年4月1日

## 給与制度の総合的な見直し等

- ・本府省業務調整手当の手当額を改定
- ・昇給抑制の回復措置の実施  
経過措置(平成27年4月からの俸給表水準の引き下げに伴い、激変を緩和するため、3年間に限り現給保障)の廃止(平成30年3月31日をもって廃止)等に伴って生ずる原資を用いて、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位の号俸とする

## 「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」の通知が7月7日発出されました。

平成29年3月31日に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に移行するために必要な措置が平成29年7月7日に公示され、移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項が示されました。

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要 (一部を抜粋)

### 1 教科等ごとの取扱い

#### (1) 総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

#### (2) 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。

【小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

#### (3) 上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

#### (4) 道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による(平成30年度は先行可能)。

### 2 小学校における外国語

→下記の表の授業時数のおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容を一部を加えて必ず取り扱うものとする。

### 3 授業時数の特例

平成30年、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の授業時数から15単位時間を超えない範囲内で授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995